

(仮称) 世田谷区たばこルール (素案) について

(付議の要旨)

世田谷区において、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進することにより、区民にとって健康で安全かつ良好な環境の実現を目指し、既存条例との整合を含め、今年度中の条例化を念頭に (仮称) 世田谷区たばこルール (素案) を策定する。

1 主旨

近年の国内での喫煙に対する関心の高まりや、東京2020大会開催を契機に、屋内の受動喫煙防止の取組みと連携して、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進し、区民にとって健康で安全かつ良好な環境を実現することが求められている。

このため、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指し、(仮称) 世田谷区たばこルール (素案) を取りまとめたので報告する。

2 検討経緯

- ・たばこルール策定委員会 (3回開催、構成: 学識経験者、町会、商店街代表者等)
- ・たばこルール策定幹事会・作業部会 (庁内の関係部課長・係長)
- ・区民アンケート調査実施
- ・たばこルールワークショップ (7月15日開催、10名参加)

3 区民アンケート調査結果 (主な回答)

- ・回答者 4,000人中1,499件回答 (協力率37.4%)
- ・現在のたばこマナーの満足度 満足傾向34.1%、不満足傾向56.2%
- ・現在のたばこルール等の満足度 満足傾向33.3%、不満足傾向55.0%
- ・屋外で喫煙する際に困っていること 灰皿がない (見つけにくい) 57.8%が最多
- ・道路上での喫煙規制に対する意向
路上での規制に賛成 92.3% その中で喫煙場所確保の必要がある 55.9%
- ・屋外での喫煙規制に対する意向
路上に加え、公園や広場など公共空間は全面禁煙 45.3%
- ・過料付きの条例の制定を望む 63.0%

4 (仮称) 世田谷区たばこルール (素案) の内容

- (1) 世田谷区内全域の道路、公園 (身近な広場を含む。) 上を全面禁煙とする (指定喫煙場所は除く。)
- (2) 道路、公園以外の屋外では、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとする。
- (3) 道路、公園以外の屋外の公共の場所及び沿道・民有地等でも、歩きたばこはしないよう努めるものとする。
- (4) 区は指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定する。

5 区取り組み

(1) ルールの周知活動

- ①区民や事業者と連携したキャンペーン活動の実施
- ②区のおしらせ、広報板、Twitter、Facebook 等での周知
- ③転入者、大学等へのリーフレット配布
- ④巡回指導・啓発の強化
- ⑤路面標示シート、電柱・ガードレール看板等での啓発
- ⑥世田谷マナーアップサイン等のデザイン公募等

(2) 指定喫煙場所の整備

- ①指定喫煙場所整備指針の策定
- ②世田谷区基本計画における「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等を重点に、たばこ事業者の協力を得ながら、区による指定喫煙場所の整備を進める。
- ③民間による喫煙場所の整備（指定喫煙場所として指定）に対する助成制度の導入も視野に入れる。

6 事業者の取り組み

公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、事業者は、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、喫煙場所の確保等の環境整備に努めるものとする。

7 たばこルールに関する目標の設定

東京2020大会までに、区内のたばこマナーに関する満足度を34.1%から、50.0%に高める。

8 区民の意識啓発によるたばこマナーの向上

- (1) 罰則による規制ではなく、喫煙者の自発的な配慮行動を促すなど、意識啓発によるたばこマナーの向上を目指す。
- (2) まちをきれいにする取り組みを区民・事業者・区が協働して進める。

9 今後のスケジュール（予定）

平成29年	9月	オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会 (ルール素案報告)
	9月20日	区のおしらせ パブリックコメント特集号
	12月	庁議準備会 (ルール、条例案の報告)
平成30年	1月	政策会議 (ルール、条例案の報告)
	2月	オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会 (ルール、条例案の報告)
	3月初旬	平成30年第1回区議会定例会 (条例案の提案)